

宮崎県緊急雇用維持支援給付金

※国の制度ではありません。
お問い合わせは、宮崎県庁の雇用労働
政策課をお願いします。
☎電話：0985-24-1131

申し込み期限
令和4年1月14日まで! (消印有効)
予算がなくなり次第、終了となります

宮崎県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、労働者を休業させ、国の雇用調整助成金等の支給を受けた事業者を対象に、緊急雇用維持支援給付金を支給します!

給付金支給対象者

宮崎労働局から「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた宮崎県内の事業者

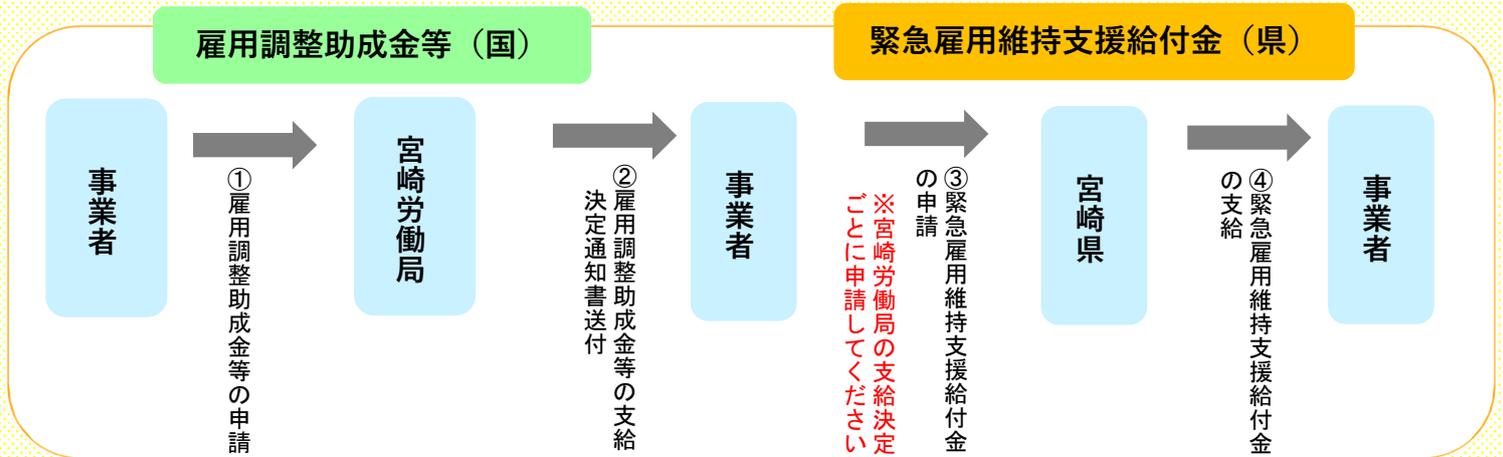
給付金対象期間

雇用調整助成金等の判定基礎期間の初日が、令和3年5月1日から令和3年8月31日までのもの (最大4か月分)



給付金支給額

雇用調整助成金等の支給決定額の $1/10$ 相当額 (100円未満切捨て)



申請書類

- 1 宮崎県緊急雇用維持支援給付金支給申請書兼請求書 (様式第1号)
- 2 宮崎県緊急雇用維持支援給付金算定書 (様式第2号)
- 3 同意書 (様式第3号)
- 4 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- 5 給付金振込先口座情報が確認できる書類
- 6 本人確認書類 (個人事業者のみ)

<提出方法>

※申請書類は、下記申請先に郵送でご提出ください。

申請書類の入手方法

県ホームページからダウンロードできます

宮崎県 緊急雇用維持支援

検索

申請先
問い合わせ先

〒880-8501 (住所不要)
宮崎県雇用労働政策課
電話：0985-24-1131

QRコードはこちら↓



※このリーフレットにおいて、雇用調整助成金等とは、国の「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」のことです。